

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づく監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を下記のとおり公表する。

足利市監査委員 岡 本 篤 典

足利市監査委員 岡 部 記 和

足利市監査委員 齋 藤 昌 之

記

1 監査の種類 指定管理者監査

2 監査実施日 令和 3 年 11 月 4 日

3 監査の方法

足利市監査基準に準拠し、あらかじめ提出を求めた決算書、関係帳簿、証ひょう類等について、試査による内容調査、照合、検査等を行うとともに関係職員等に対する質問等により実施した。

4 監査の対象及び結果

団 体 名	対 象	監査結果
社会福祉法人 足利社会福祉協 議会（にし・八幡 こども館）	令和 2 年度 にし・八幡こども館指定管理料 29,681,000 円	指定管理料に係る事業は目的に沿って行われ、その経理事務については概ね適正に執行されたものと認められた。